

移動等円滑化取組計画書

令和2年4月28日

住 所：沖縄県石垣市浜崎町3-4
事業社名：石垣市 建設部 港湾課
代表者名：石垣港港湾管理者
石垣市長 中山 義隆
施 設 名：石垣港離島ターミナル

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

施設自体は、移動等円滑化基準に適合しているため、現時点で改修予定はない。
また、船会社や利用者から現時点で特段要望はない。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	特になし

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各船会社にて対応	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各船会社にて対応	

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各船会社にて対応	

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

現在、意見箱を設置し、利用者からの要望等の聴取に努めており、引き続き継続する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。